

2014年7月28日

2014年5月、6月株主総会の議決権行使結果について

大和証券投資信託委託株式会社

2014年5月、6月に株主総会が開催された投資先国内企業1,835社の議決権行使結果は以下の通りです。

1. 議決権行使結果の概要

議決権行使ガイドラインに従って議案の精査を行い、会社提案5,825議案のうち1,054議案に対して反対しました。「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れにあたり、議決権行使ガイドラインを精緻化したことから、反対比率は昨年の13.3%から4.8%上昇し、18.1%となりました。株主提案については、128議案のうち125議案に対して反対しました。

2. 会社提案議案に対する行使結果

議案項目	2014年5月-6月				【参考】2013年5月-6月				
	計	賛成	反対	反対比率	計	賛成	反対	棄権	反対等比率
剰余金処分案	1,346	1,320	26	1.9%	1,274	1,253	21	0	1.6%
取締役選任(※1)	1,630	1,151	479	29.4%	1,621	1,378	243	0	15.0%
監査役選任(※1)	878	711	167	19.0%	913	721	192	0	21.0%
定款一部変更	519	471	48	9.2%	538	510	26	2	5.2%
退職慰労金支給	255	201	54	21.2%	274	199	75	0	27.4%
役員報酬額改定	345	320	25	7.2%	295	278	17	0	5.8%
新株予約権発行	128	100	28	21.9%	118	109	9	0	7.6%
会計監査人選任	27	26	1	3.7%	21	21	0	0	0.0%
再構築関連(※2)	24	24	0	0.0%	37	37	0	0	0.0%
その他の会社提案(※3)	673	447	226	33.6%	646	466	179	1	27.9%
うち 買収防衛策	140	21	119	85.0%	144	44	100	0	69.4%
合計	5,825	4,771	1,054	18.1%	5,737	4,972	762	3	13.3%
うち 外部機関の推奨適用議案(※4)	349	284	65	18.6%	373	287	86	0	23.1%

(※1) 複数候補者の選任に関する議案については1議案とみなし、1名でも選任対象に反対した場合は「反対」として集計しています。

(※2) 会社合併、会社分割、株式移転、株式交換

(※3) 買収防衛策、補欠役員選任、資本準備金の減少、自己株式取得、第三者割当増資等

(※4) 当社と資本関係を有する企業や営業上の関係を有する企業については、利益相反を排除し、行使判断の中立性を確保するために、外部の専門機関からの助言に基づいて議決権を行使しています。

- 剰余金処分案については、豊富な株主資本または現金資産を持ちながら株主資本の有効活用（ROE）に問題があり、配当率が低いと判断した企業の議案に反対し、反対比率は1.9%となりました。
- 取締役選任議案は、株主資本の有効活用の度合（ROE）や社外取締役候補者の独立性および取締役会への出席率の観点から精査を行いました。以下の理由から、反対比率は昨年の15.0%から大幅に上昇し、29.4%となりました。
 - ① ROEについて、業種毎に数値基準を設定するなど、基準の見直しを行いました。
 - ② 従来は一定の基準に抵触した場合のみ、社外取締役候補者の独立性および取締役会への出席率を精査しておりましたが、本年度は、全対象企業の社外取締役候補者の精査を行いました。
- 監査役選任議案については、社外監査役候補者の独立性および取締役会・監査役会への出席率等の観点から精査した結果、反対比率は19.0%（昨年は21.0%）となりました。
- 新株予約権発行議案については、付与対象者に社外取締役が含まれる場合は、反対することとしたため、反対比率は昨年の7.6%から大幅に上昇し、21.9%となりました。
- 買収防衛策に関する議案については、買収防衛策を導入する企業の株主資本の有効活用の度合（ROE）や独立性のある社外取締役の有無および買収防衛策のスキーム等の観点から精査を行いました。ROEについての基準の見直しを行ったため、反対比率は昨年の69.4%から大幅に上昇し、85.0%となりました。

2. 株主提案議案に対する行使結果

議案項目	2014年5月-6月				【参考】2013年5月-6月			
	計	賛成	反対	反対比率	計	賛成	反対	反対比率
株主提案	128	3	125	97.7%	127	7	120	94.5%
うち 外部機関の推奨適用議案(※1)	9	2	7	77.8%	12	3	9	75.0%

(※1) 当社と資本関係を有する企業や営業上の関係を有する企業については、利益相反を排除し、行使判断の中立性を確保するために、外部の専門機関からの助言に基づいて議決権を行使しています。

以上